

# お知らせ

## 社会保険等未加入業者との一次下請契約原則禁止について

狭山市発注建設工事の下請契約における社会保険等未加入対策として、狭山市建設工事請負契約約款を改正し、以下のとおり実施することとしましたのでお知らせします。

### (1) 改正内容

狭山市発注建設工事を契約する受注者（元請業者）と社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）未加入業者との一次下請けを原則禁止します。

ただし、工事の施工が困難となる場合やその他の（※）特別の事情があると発注者が認める場合は、発注者の指定する期間内に当該下請業者が社会保険等に加入することなどを条件に、下請契約をすることが認められます。また、当該下請業者が最終的に社会保険等に未加入の場合は、受注者に対し入札参加停止等の措置を行う場合があります。

なお、一次下請業者が社会保険等への加入について適用除外のものは対象外とします。

（※）特別の事情とは

- ・ 特殊な技術、機器又は設備等を有する者と下請契約を締結しなければ契約の目的を達する事ができない場合
- ・ 社会保険等への加入手続き中であるなど、今後確実に加入することが見込まれる場合

### (2) 改正約款

狭山市建設工事請負契約約款に以下の条項を追加します。

（受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等）

第7条の3 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。

- (1) 健康保険法（大正11年法律70号）第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

### (3) 実施時期

平成31年4月1日以降に入札公告または指名通知を行う建設工事から適用します。

問い合わせ先：狭山市総務部契約検査課  
電話番号：04-2953-1111